

別表1（第3条）

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助 (総合支援メニュー)	申請に必要な書類
補助事業の目的	合志市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。	ア 事業計画書 イ 住民票の写し ウ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）	エ 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）	オ 市税等滞納有無調査承諾書 カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書
	1 合志市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの	キ 当該住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの
	2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの	ク 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し
	3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式）	ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（罹災証明等）
	4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。	コ 交付決定以降の手續を別の者に委任する場合は、委任状
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用  （少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）  ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。	サ 其他市長が必要と認める書類
補助率	5分の4以内	
補助金の額	耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額	
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。	
	2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの	
	3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの	
	4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの	
	5 附則（平成29年8月4日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。	